

お金、ただしく使えてる？

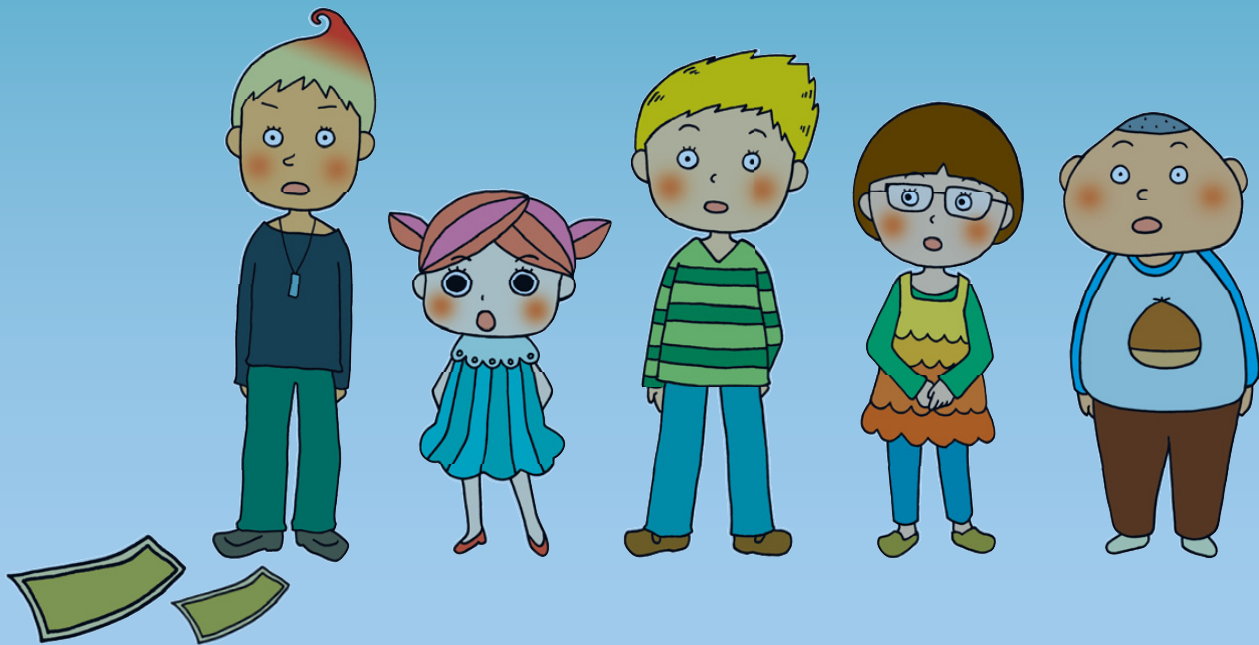
# ワタシたちの 話をきいて

平群町



ワタシたち、

トラブルってます。お金のことで…



キャッシング、ローン、クレジット…

これ、ぜ～んぶ

# 借金!



## 借金、契約…名前は違っても

金融機関から多額の借金をしたり、友人を紹介するだけでお金が入るといった話に手を出したり…と気軽にお金を手に入れようとしてしまう若者がいます。お金に関することには責任が伴うことをあまり意識しない若者が多く、トラブルが後を絶ちません。

## だまされやすいのは若者?

悪質業者は社会経験やお金に関する知識の少ない若者を狙い、お金をだましとろうとしてきます。若者にとって興味のあるインターネットや、もうけ話などを利用したケースが多く、これらの消費者トラブルに関する相談件数は年々増えています。

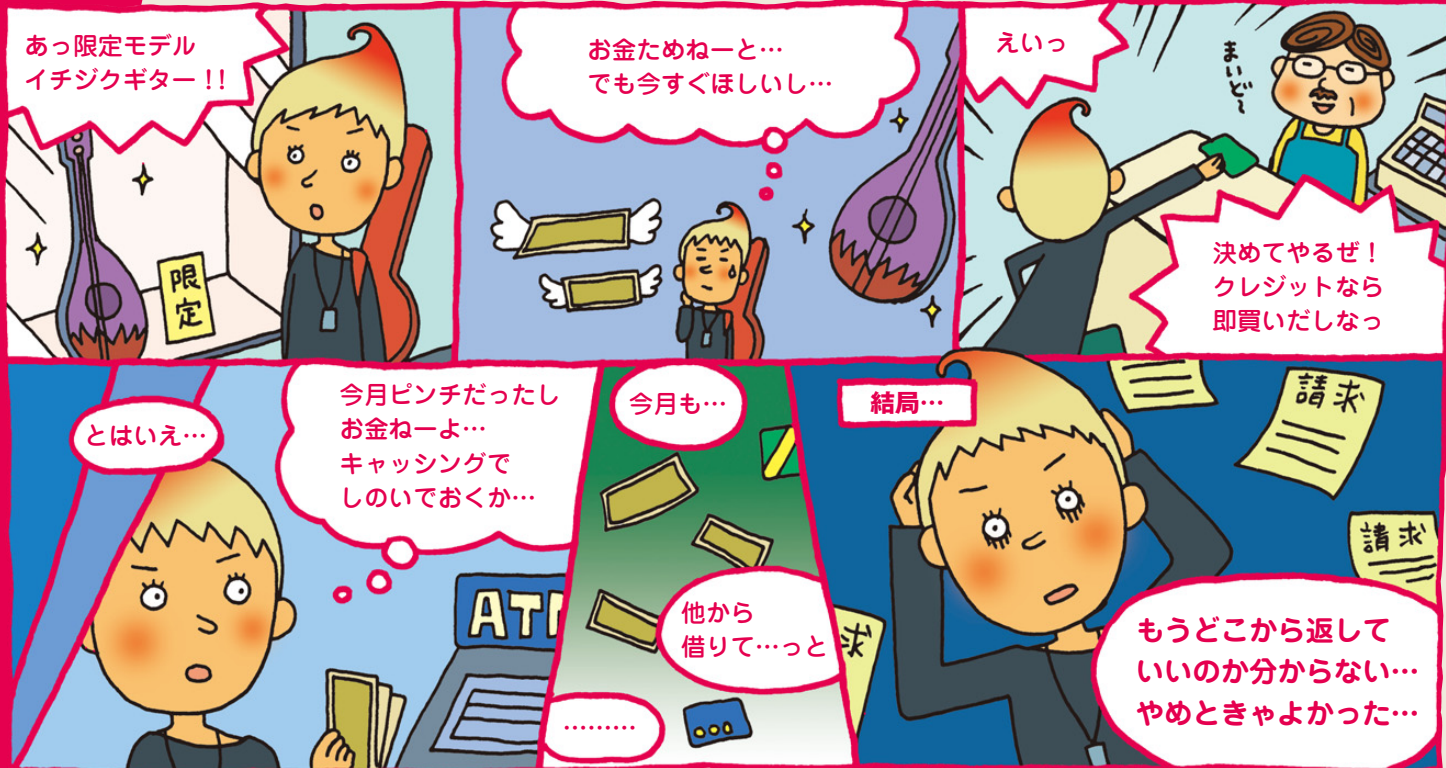
次のページからは、みんなの被害について紹介します。

# 多重債務

Information of character

いちじくくん

大ステージでのライブを夢見るバンド青年。  
後先考えず動いてしまうとところが玉にキス。



## 借金を返すために、いろんなところから借りてしまって、もう手が見つけれない…

いちじくくんはクレジットで買った楽器のお金を返すために、キャッシングを繰り返してしまいました。このように、複数の金融業者からお金を借りて、返せなくなることを「多重債務」と言います。クレジットカードは手軽なため安易に使いがちですが、これも立派な借金ということを忘れてはいけません。今は返せると思っても、失業や病気によって返せなくなる場合もあります。

ひとりで悩まず  
すぐに相談して!

救いの手

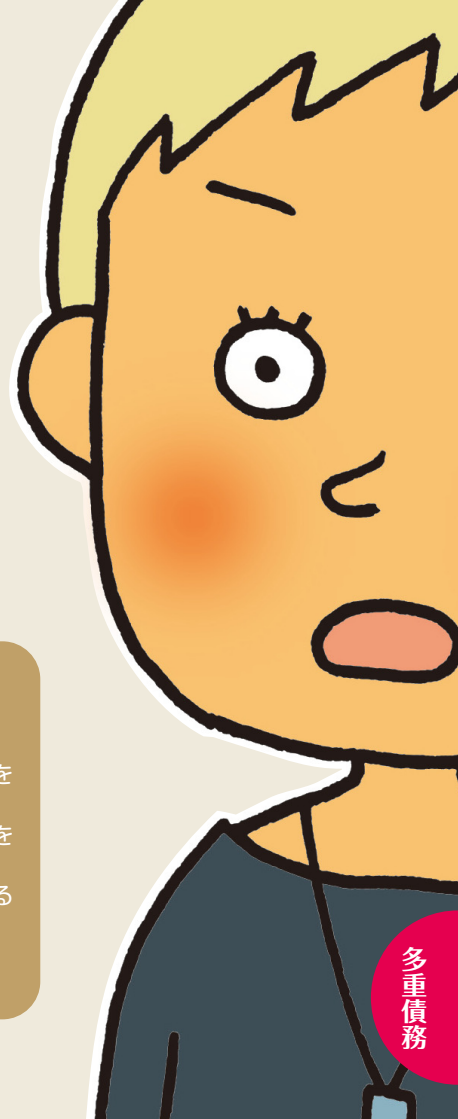
お金は計画性をもって借り、期日までに返すことが大原則。しかし、多重債務に陥ってしまったら、すぐに家族や友人、専門の相談機関に話してアドバイスを受けましょう。あなたに合った解決方法は必ずありますので、あきらめないことが大切です。



他にもこんな事例が!

- 多くのクレジットカードで分割払いを行い、返済額が分からなくなる。
- 彼女へのプレゼントや旅行代金をキャッシングで払う日々が続く。
- 高額商品をローンで支払い、返済するために消費者金融から借金をする。

※あくまでも一例です。  
少しでも気になることがあれば必ず相談しましょう。



# キヤッチセールス

Information of character

ももちゃん

オシャレや美容が大好きな花の女子大生。  
美の追求に関しては誰にも負けない努力家。



## タダっていうからアンケートに答えたのに そのあと商品を買わされちゃった…

ももちゃんのように、街頭で声をかけられて営業所や店舗などに誘われるキャッチセールス。「服のセンスいいね」「美人だね」などと相手をほめてその気にさせたところで、化粧品の購入やモデルスクールの入学などを迫ってきます。強く拒否することのできない20代の女性に被害が多い悪質商法であり、一度契約をすると個人情報を渡すことにもなるので二次被害を招いてしまうこともあります。

### 救いの手

迷いは禁物!すぐに  
クーリングオフを!

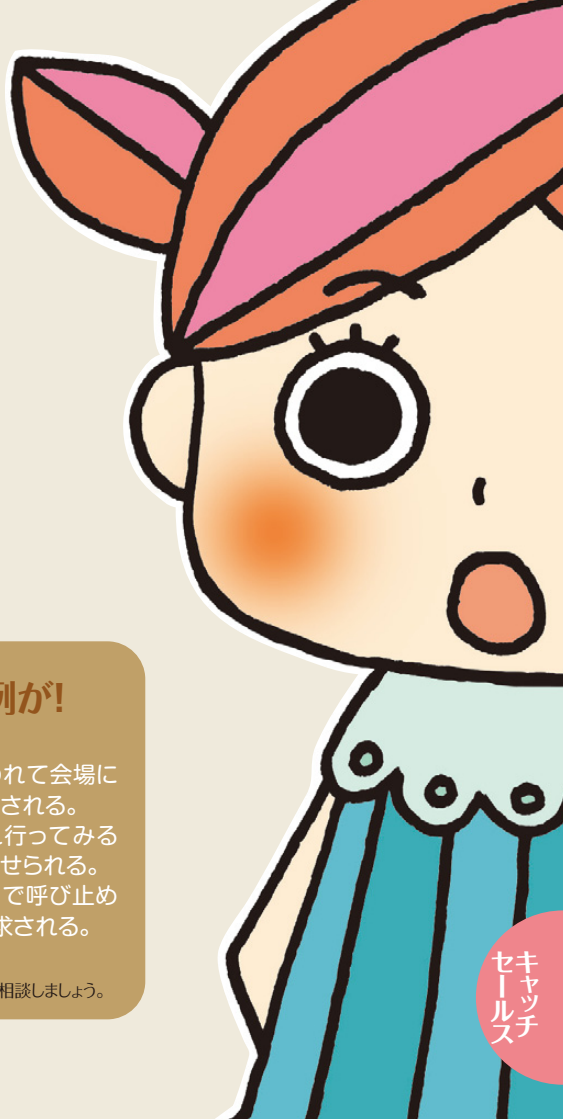
特定商取引法でいう「訪問販売」に該当するので、クーリングオフできる場合や未成年者契約取り消しが適用できます。だまされないためには「サービス、プレゼント、無料」などといった言葉に注意し、簡単について行かないよう気を付けましょう。



### 他にもこんな事例が!

- 「絵を見ませんか」と言われて会場に入ると、勧誘され絵を買われる。
- 無料のエステを勧められ行ってみると、高額コースの契約をさせられる。
- タレントスカウトとの名目で呼び止められ、レッスン料などを請求される。

※あくまでも一例です。  
少しでも気になることがあれば必ず相談しましょう。



# 架空請求

Information of character

もろこしくん

特に目立つこともない普通の男子高校生。  
もろこしヘッドがトレードマーク。





## リンクで飛ばされてしまったサイトから 利用請求が…驚いてすぐ消したのに…

もろこしくんのように、突然出てきた画面や利用した覚えのないサイトから、利用料や通信料を一方的に請求されるといったインターネットを使った架空請求が増えています。内容が不明確なものや画面に突然現れた請求は架空請求の可能性が高いです。公的機関を装う、メールやはがき、電話での請求などその手口もさまざまであり、自宅や職場に行くといった脅し文句が書かれている場合もあります。

利用してなければ  
払わないで!

救いの手

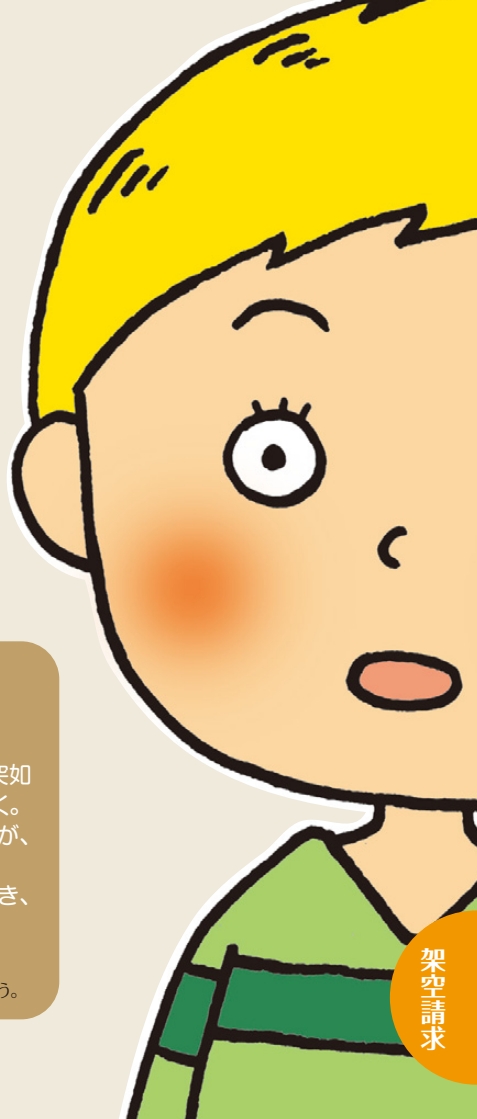
勝手に登録されたサイトへお金を払う必要はありません。アクセスしただけでは契約にならないので、一方的な請求に惑わされないようにしましょう。問い合わせや苦情のため連絡をすると、さらに個人情報を知られてしまうことになり危険です。



他にもこんな事例が!

- 「無料」と書かれていたサイトで、突如高額請求の画面が現れ請求書が届く。
- 「当選しました」とメールが届いたが、諸経費や送料を請求された。
- 何度も同じ内容の請求メールが届き、精神的に追い込まれる。

※あくまでも一例です。  
少しでも気になることがあれば必ず相談しましょう。



# マルチ商法

Information of character

きのこさん

今までコツコツまじめに生きてきた会社員。  
最近ちょっと自分を変えたいと思っている。



何かいい  
サイドビジネス  
ないかな…

きのこ～

こんなのどお？  
アタシの友達もやっててすごく  
もうかってるの  
最初に商品を買って売ると  
利益をもらえるんだけど…

売り方も  
指導してくれるから  
すごくカンタンなの～

数日後…

って!! 指導は別料金!?  
テキスト・営業ツール代  
30万円!?

ええっ

在庫も初期費用の借金も  
残ってるのに全然売れない…  
どうしよう…

## 簡単にできそうだったから買ったけど 全然売れなくて大損してしまいました…

きのこさんは「必ずもうかる」と言われ、大量に商品を購入したものの全く売れず、売れ残った在庫だらけになってしまいました。会員をピラミッド型に増やしながらか商品を売っていくマルチ商法。友人や知人を安易に勧誘することで、人間関係が壊れてしまうだけでなく、あなた自身が加害者にもなってしまいます。また、必ずもうかるからと、入会金や商品購入のために借金をしてしまう人も多く見られます。

### 救いの手

簡単にもうかる話なんてないよ!

業にお金稼げる話は絶対になんてないことを覚えておかなければなりません。そして、親しい友人からの誘いであっても断る勇気を持ちましょう。万が一だまされてしまった時はクーリングオフ制度を使える場合がありますので、すぐに相談してください。



### 他にもこんな事例が!

- 「サイドビジネス」「ネットワークビジネス」と言って誘われる。
- サイドビジネスと聞いて説明会場に行くと、大量の健康食品を買わされた。
- 売れば収入になると、高額な美顔器を借金で買わされる。

※あくまでも一例です。  
少しでも気になることがあれば必ず相談しましょう。



# デート商法

Information of character

あまぐりくん

就職ではじめての一人暮らしに浮かれ気味。  
人を疑うということを知らない心優しい男。



## 仲の良い女の子に言われて絵を買ったら それ以来、連絡がとれなくなりました…

あまぐりくんが女の子から言われるがまま高額商品を買ったように、買いたくない場合でも「嫌われたくないし…」というような恋愛感情を利用した商法をデート商法と言います。電話や出会い系サイトなどを使って近づき、何回もデートを重ねて親密になったうえで、高額商品を買うように迫ってきます。契約後は連絡がつかなくなったり、気付かない場合は何度も高額商品を買わせたりしてきます。

嫌われたら…と  
思わずに対処を!

救いの手

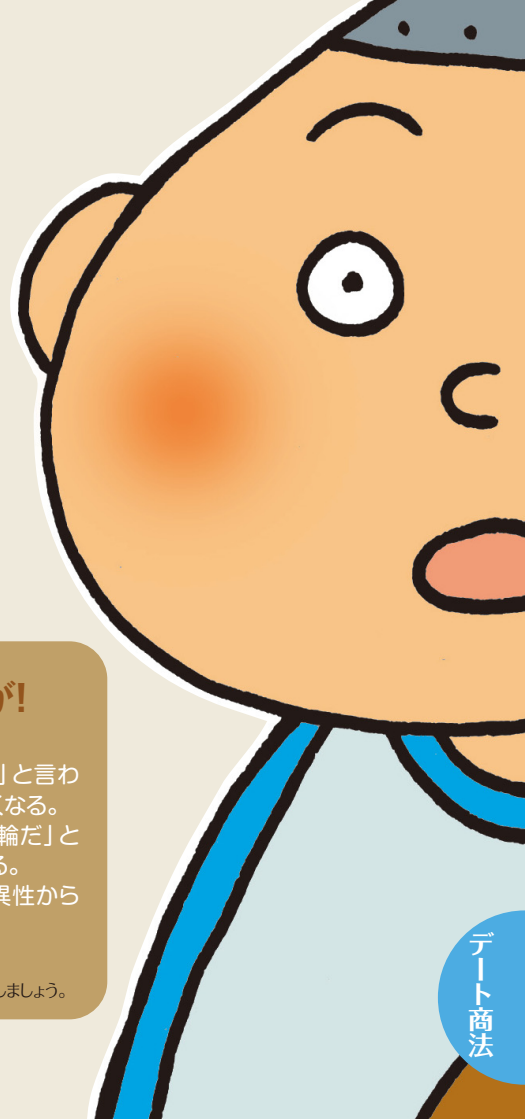
自分がデート商法にひっかかっているということに気付かない、また、クーリングオフができるにも関わらず、「二人の秘密」などと言って解約を遅らせようとする場合もあります。冷静な判断はもちろん、きっちりと断ることがやめに対処することが大切です。



他にもこんな事例が!

- 「結婚のために指輪を買おう」と言われ買った途端、連絡がつかなくなる。
- 「君のためにデザインした指輪だ」と言い、好意をもたせ購入させる。
- インターネットで知り合った異性から高額な商品を買わされる。

※あくまでも一例です。  
少しでも気になることがあれば必ず相談しましょう。



# デキル君に、<sup>きみ</sup>トラブル回避術

## 未成年者契約って？

未成年者が契約を行うには法定代理人（親など）の同意が必要です。未成年者は、取引の知識や経験不足、また判断力も未熟であるため、同意を得ないで行った契約は取り消すことができます。しかし、未成年の場合でも、20歳以上であると偽ったり、結婚している場合などは契約の取り消しができません。

## クーリングオフ制度って？

突然の訪問販売や脅迫など、消費者が考える暇もなく契約をしてしまうことがあります。クーリングオフ制度とは、消費者に考え直す期間を与え、一定期間内であれば、消費者が意思表示をすると無条件で契約を解除することができる制度です。クーリングオフ制度を利用するのに特別な理由や費用の負担はありません。



# クーリングオフの方法

- 簡易書留や内容証明郵便など、証拠の残る書面（はがきなど）で通知をします。
- 契約を解除し、代金の返金や商品の引き取りなどを求めます。
- 書面のコピーをとって、郵便局で渡される受領書とともに保管します。
- クレジット払いをした場合は、信販会社に通知をすれば、通知を受けたクレジット会社が販売会社等へクーリングオフの連絡をします。しかし、念のため事業者に対しても、クーリングオフしたことを通知するとよいでしょう。

## クーリングオフが可能な主な取引と期間（特定商取引法）

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売 (キャッチセールスやアポイントメント セールス、SF商法では店舗契約を含む)	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による販売	
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、 学習塾、パソコン教室、 結婚相手紹介サービスの継続的契約	
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	

### ◆ 事業者への通知例

通知書

契約年月日 ○年○月○日  
 商品名 ○○○○  
 契約金額 ○○○○円  
 販売者 ○○株式会社  
 ○○営業所  
 担当者 ○○○○氏

上記契約は解除します。

支払い済みの○○○○  
 円を返金し、商品はお  
 引き取りください。

通知を出した年月日  
 自分の住所・氏名

郵便はがき  
 000-0000

事業者住所  
 事業者名  
 代表者様

### ◆ 信販会社への通知例

通知書

契約年月日 ○年○月○日  
 商品名 ○○○○  
 契約金額 ○○○○円  
 販売会社名 ○○株式会社  
 ○○営業所

上記契約は解除します。

通知を出した年月日  
 自分の住所・氏名

郵便はがき  
 000-0000

信販会社住所  
 信販会社名  
 代表者様

## あんなトラブル! こんなトラブル!

- 困った時は、「ハット!ホット!生駒郡消費者サポートネットワーク」へご相談ください。

町名	開設日	相談時間	住所/場所	電話番号	担当課
平群町	月	10:00~16:00	平群町吉新1-1-1 平群町役場1階 第2会議室	0745-45-1001	観光産業課
安堵町	火	13:30~16:00	安堵町大字東安堵958 安堵町役場1階 消費生活相談室	0743-57-1511	総務課
三郷町	水	13:00~16:00	三郷町勢野西1-1-1 三郷町役場2階 住民相談室	0745-73-2101	住民課
	第4水	10:00~12:00 13:00~16:00			
斑鳩町	木	13:00~16:00	斑鳩町法隆寺西3-7-12 斑鳩町役場1階 第3会議室	0745-74-1001	住民課
	第4木	9:00~12:00 13:00~16:00			

※予約制ではありません。

- 消費者啓発出前講座を開催しています。

### 出前講座のテーマ例

○高齢者を狙う振り込め詐欺 ○若者を狙う悪質商法 ○クーリング・オフ制度 ○被害にあわないための心構え など

### ご利用対象者など

町内に在住・在勤するおおむね10名以上で構成される団体やグループ。  
平日の午前10時~午後8時までの間のおおよそ1時間程度。

申込みは、観光産業課まで消費者啓発出前講座申込み書を提出してください。(Fax可)

## 平群町役場 観光産業課

〒636-8585 平群町吉新1-1-1

TEL 0745-45-1001(代) 0745-45-1017 (直通) / FAX 0745-45-0211

URL <http://www.town.heguri.nara.jp/>